## 報酬等に関する開示事項

## 報酬等に関する開示事項

- 1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項
  - (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および 「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以 下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外 監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法 人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重 要な影響を与える連結子法人であります。

なお、当行の連結子法人で、主要な連結子法人等に該当する連結子法人はございません。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(ウ)「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える もの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等により損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額を決定しております。 株主総会で決議された取締役の報酬の個人別配分については、取締役 会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別配分について は、監査役の協議に一任されております。

なお、各取締役及び監査役の報酬額は上記限度額の範囲内で、原則 年1回、取締役会の諮問機関である「独立社外役員会議」への諮問を 経て決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

				開催回数 (2018年4月~2019年3月)	
取	締	役	会		1 🗆

- (注)報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する 部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載 しておりません。
- 2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用 の適切性の評価に関する事項

当行では、「対象役員」の役員報酬等に関する方針を定めておりません。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬 総額が決議され、決定される仕組みになっております。

## 4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および 支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	人数 (人)	報酬等の 総額	固定報酬の総額	基本報酬	株式 報酬型 ストック オブション	その他	変動報酬の総額	MB 本基	賞与	その他	退職 慰労金	その他
対象役員 (除く社外役員)	13	254	254	205	49	_	_	_	_	_	_	_
対象従業員等	_	_	_	-		-	-		-	-		

- (注) 1. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂 行の対価は49百万円であります。
  - 株式報酬型ストックオブションの権利行使期間は以下のとおりであります。 なお、当該ストックオブション契約では、行使期間中であっても権利行使は 役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社佐賀銀行	2012年8月1日から
第 1 回新株予約権	2042年7月31日まで
株式会社佐賀銀行	2013年7月31日から
第2回新株予約権	2043年7月30日まで
株式会社佐賀銀行	2014年8月1日から
第3回新株予約権	2044年7月31日まで
株式会社佐賀銀行	2015年7月31日から
第4回新株予約権	2045年7月30日まで
株式会社佐賀銀行	2016年7月28日から
第5回新株予約権	2046年7月27日まで
株式会社佐賀銀行	2017年7月27日から
第6回新株予約権	2047年7月26日まで
株式会社佐賀銀行	2018年7月28日から
第7回新株予約権	2048年7月27日まで

## 5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参 考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。